

世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区議会傍聴規則 昭和54年1月5日議会規則第1号</p>	<p>○世田谷区議会傍聴規則 昭和54年1月5日議会規則第1号</p>
<p>改正 平成2年3月31日議会規則第2号 平成12年10月2日議会規則第2号 令和6年3月29日議会規則第1号 令和6年7月5日議会規則第4号 <u>令和7年〇月〇日議会規則第〇号</u></p>	<p>改正 平成2年3月31日議会規則第2号 平成12年10月2日議会規則第2号 令和6年3月29日議会規則第1号 令和6年7月5日議会規則第4号</p>
<p>世田谷区議会傍聴規則 (趣旨)</p>	<p>世田谷区議会傍聴規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、世田谷区議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、世田谷区議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(傍聴人)</p>	<p>(傍聴人)</p>
<p>第2条 区議会の会議を傍聴しようとする者は傍聴券の交付を受け、これに住所及び氏名を記入のうえ、係員に提示し傍聴席に着くこと。</p>	<p>第2条 区議会の会議を傍聴しようとする者は傍聴券の交付を受け、これに住所及び氏名を記入のうえ、係員に提示し傍聴席に着くこと。</p>
<p>2 児童及び生徒の団体、並びにその他の団体が傍聴しようとするときはあらかじめ議長の承認を受け、責任者が引率して入場しなければならない。</p>	<p>2 児童及び生徒の団体、並びにその他の団体が傍聴しようとするときはあらかじめ議長の承認を受け、責任者が引率して入場しなければならない。</p>
<p>3 報道関係者は腕章を受け取り着用のうえ報道関係者席に着くこと。</p>	<p>3 報道関係者は腕章を受け取り着用のうえ報道関係者席に着くこと。</p>
<p>(傍聴券)</p>	<p>(傍聴券)</p>
<p>第3条 傍聴券の種類は次のとおりとする。</p>	<p>第3条 傍聴券の種類は次のとおりとする。</p>
<p>(1) 議員紹介傍聴券（第1号様式）</p>	<p>(1) 議員紹介傍聴券（第1号様式）</p>
<p>(2) 議長傍聴券（第2号様式）</p>	<p>(2) 議長傍聴券（第2号様式）</p>
<p>2 議員紹介傍聴券は、各議員1枚の割当てにより議員を経て交付す</p>	<p>2 議員紹介傍聴券は、各議員1枚の割当てにより議員を経て交付す</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>3 議長傍聴券は、会議当日受付けで先着順に1人1枚を交付する。 (傍聴席等)</p> <p>第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席並びに親子傍聴室及び車椅子スペースの席とする。</p> <p>2 一般席及び報道関係者席の総数は、93席とする。</p> <p>3 親子傍聴室の運用方法については、議長が別に定める。 (傍聴人数の制限)</p> <p>第4条の2 議長が、満席その他の事情により、必要があると認めるときは、傍聴人数を制限することができる。 (議場への入場禁止)</p> <p>第5条 傍聴人は議場へ入ることはできない。 (傍聴券の提示)</p> <p>第6条 傍聴人は、係員が求めたときは傍聴券を提示しなければならない。 (傍聴券の返還)</p> <p>第7条 傍聴券の交付を受けた者は傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。 (傍聴席へ入ることのできない者)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることはできない。</p> <p>(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者</p> <p>(3) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(4) はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携</p>	<p>る。</p> <p>3 議長傍聴券は、会議当日受付けで先着順に1人1枚を交付する。 (傍聴席等)</p> <p>第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席並びに親子傍聴室及び車椅子スペースの席とする。</p> <p>2 一般席及び報道関係者席の総数は、93席とする。</p> <p>3 親子傍聴室の運用方法については、議長が別に定める。 (傍聴人数の制限)</p> <p>第4条の2 議長が、満席その他の事情により、必要があると認めるときは、傍聴人数を制限することができる。 (議場への入場禁止)</p> <p>第5条 傍聴人は議場へ入ることはできない。 (傍聴券の提示)</p> <p>第6条 傍聴人は、係員が求めたときは傍聴券を提示しなければならない。 (傍聴券の返還)</p> <p>第7条 傍聴券の交付を受けた者は傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。 (傍聴席へ入ることのできない者)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることはできない。</p> <p>(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者</p> <p>(3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者</p> <p>(4) はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携</p>

改正後	改正前
<p>帯している者</p> <p>(4) 酒気を帯びていると思われる者</p> <p>(6) 異様な服装をした者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 帽子、マフラー若しくはコートの類を着用していたり、又は傘の類を携帯しないこと。ただし病気その他の理由により、議長の許可を得た者を除く。</p> <p>(1) 議員の言動に対し批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</p> <p>(2) 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。 (<u>写真の撮影、録音、録画、放送</u>等の禁止)</p> <p>第10条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真の撮影、録音、録画、放送</u>等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。 (係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。 (傍聴人の退場)</p> <p>第12条 議長は会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退席を命じることができる。</p> <p>2 傍聴人がこの規則に違反し、議長より退席を命じられたときは、</p>	<p>帯している者</p> <p>(5) 酒気を帯びていると思われる者</p> <p>(6) 異様な服装をした者</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 帽子、マフラー若しくはコートの類を着用していたり、又は傘の類を携帯しないこと。ただし病気その他の理由により、議長の許可を得た者を除く。</p> <p>(2) 議員の言動を批評したり、又は拍手等により可否を表明しないこと。</p> <p>(3) 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。</p> <p>(4) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。 (撮影、録音等の禁止)</p> <p>第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者はこの限りでない。 (係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。 (傍聴人の退場)</p> <p>第12条 議長は会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退席を命じることができる。</p> <p>2 傍聴人がこの規則に違反し、議長より退席を命じられたときは、</p>

改正後	改正前
<p>静粛に退席しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日より施行する。</p> <p>2 東京都世田谷区議会傍聴者取締規則（昭和23年2月世田谷区議会議長制定）を廃止する。</p> <p>付 則（平成2年3月31日議会規則第2号） この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年10月2日議会規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年3月29日議会規則第1号） この規則は、令和6年4月15日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年7月5日議会規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和7年〇月〇日議会規則第〇号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>第1号様式（第3条関係）</p>	<p>静粛に退席しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日より施行する。</p> <p>2 東京都世田谷区議会傍聴者取締規則（昭和23年2月世田谷区議会議長制定）を廃止する。</p> <p>付 則（平成2年3月31日議会規則第2号） この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年10月2日議会規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年3月29日議会規則第1号） この規則は、令和6年4月15日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年7月5日議会規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p>

改正後
表

傍 聴 券	年 月 日
住 所	
氏 名	
世 田 谷 区 議 会	印
紹 介 議 員 名	

裏

傍聴人の守るべき事項

1 議員の言動に対し批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

2 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。

3 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。

4 その他、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第2号様式（第3条関係）

改正前
表

傍 聴 券	年 月 日
住 所	
氏 名	
世 田 谷 区 議 会	印
紹 介 議 員 名	

裏

傍聴人の守るべき事項

1 帽子、マフラー若しくはコートの種類を着用していたり、又は傘の種類を携帯しないこと。ただし病気その他の理由により、議長の許可を得た者を除く。

2 議員の言動を批評したり、又は拍手等により可否を表明しないこと。

3 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。

4 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。

5 その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

第2号様式（第3条関係）

改正後
表

改正前
表

傍 聴 券

年 月 日

住 所

氏 名

世 田 谷 区 議 会

議 長 名

印

傍 聴 券

年 月 日

住 所

氏 名

世 田 谷 区 議 会

議 長 名

印

裏

裏

傍聴人の守るべき事項

- 1 議員の言動に対し批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- 2 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。
- 3 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。
- 4 その他、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

傍聴人の守るべき事項

- 1 帽子、マフラー若しくはコートの類を着用していたり、又は傘の類を携帯しないこと。ただし病気その他の理由により、議長の許可を得た者を除く。
- 2 議員の言動を批評したり、又は拍手等により可否を表明しないこと。
- 3 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。
- 4 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。
- 5 その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区議会委員会傍聴規則 昭和50年10月1日議会規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成2年3月31日議会規則第2号 平成4年11月2日議会規則第2号 平成7年2月28日議会規則第1号 平成12年10月2日議会規則第2号 令和6年4月15日議会規則第2号 令和6年7月5日議会規則第5号 <u>令和7年〇月〇日議会規則第〇号</u></p> <p>世田谷区議会委員会傍聴規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）第16条第2項の規定による委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日委員会傍聴申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第2号様式）の交付を受けるものとする。</p> <p>2 傍聴人の数は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 常任委員会 9人 (2) 議会運営委員会 9人 (3) 特別委員会（次号に掲げる委員会を除く。） 9人 (4) 予算特別委員会及び決算特別委員会 12人</p> <p>(傍聴できない者)</p>	<p>○世田谷区議会委員会傍聴規則 昭和50年10月1日議会規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成2年3月31日議会規則第2号 平成4年11月2日議会規則第2号 平成7年2月28日議会規則第1号 平成12年10月2日議会規則第2号 令和6年4月15日議会規則第2号 令和6年7月5日議会規則第5号</p> <p>世田谷区議会委員会傍聴規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）第16条第2項の規定による委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日委員会傍聴申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第2号様式）の交付を受けるものとする。</p> <p>2 傍聴人の数は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 常任委員会 9人 (2) 議会運営委員会 9人 (3) 特別委員会（次号に掲げる委員会を除く。） 9人 (4) 予算特別委員会及び決算特別委員会 12人</p> <p>(傍聴できない者)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者</p> <p>(3) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(4) はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携帯している者</p> <p><u>(4) 酒気を帯びていると思われる者</u></p> <p>(6) 異様な服装をしている者</p> <p><u>(5) 前各号に掲げる者</u>のほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)</p>	<p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者</p> <p>(3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者</p> <p>(4) はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携帯している者</p> <p>(5) 酒気を帯びていると思われる者</p> <p>(6) 異様な服装をしている者</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)</p>
<p>第4条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>言論に対して批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。</p> <p>(3) 帽子、コート若しくはマフラーの類を着用しないこと。</p> <p><u>(2) 飲食又は談笑をしないこと。</u></p> <p><u>(3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、議事を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> (写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p>	<p>第4条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。</p> <p>(3) 帽子、コート若しくはマフラーの類を着用しないこと。</p> <p>(4) 飲食又は談笑をしないこと。</p> <p>(5) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</p> <p>(6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 (撮影、録音等の禁止)</p>
<p>第5条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u></p>	<p>第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音</p>

改正後	改正前
<p>をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会がこれを定める。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成2年3月31日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年11月2日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年2月28日議会規則第1号)</p> <p>この規則は、平成7年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年10月2日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年4月15日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年7月5日議会規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年〇月〇日議会規則第〇号)</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p>	<p>等をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者はこの限りでない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会がこれを定める。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成2年3月31日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年11月2日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年2月28日議会規則第1号)</p> <p>この規則は、平成7年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年10月2日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年4月15日議会規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年7月5日議会規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p>

改正後					改正前				
傍聴人	住所	区	丁目	番号	傍聴人	住所	区	丁目	番号
氏名					氏名				
委員会傍聴申込書					委員会傍聴申込書				
年 月 日					年 月 日				
世田谷区議会					世田谷区議会				
第2号様式 (第2条関係)					第2号様式 (第2条関係)				

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">交付番号</p> <p>傍聴人 住所 区 丁目 番号</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">委員会傍聴券</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区議会</p>	<p style="text-align: right;">交付番号</p> <p>傍聴人 住所 区 丁目 番号</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">委員会傍聴券</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区議会</p>
<p style="text-align: center;">傍聴人の守るべき事項</p> <p>1 傍聴人は入室に際し、バッチを胸ポケットに差し、又はピンで止め明示して着用して下さい。</p> <p>2 傍聴人は世田谷区議会委員会傍聴規則を守り係員の指示に従って下さい。</p> <p>3 傍聴人は傍聴するときは静粛にし、次の事項を守って下さい。</p> <p><u>(1) 言論に対して批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p><u>(2) 飲食又は談笑をしないこと。</u></p> <p><u>(3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</u></p> <p><u>(4) その他、委員会の秩序を乱し、議事を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">傍聴人の守るべき事項</p> <p>1 傍聴人は入室に際し、バッチを胸ポケットに差し、又はピンで止め明示して着用して下さい。</p> <p>2 傍聴人は世田谷区議会委員会傍聴規則を守り係員の指示に従って下さい。</p> <p>3 傍聴人は傍聴するときは静粛にし、次の事項を守って下さい。</p> <p>(1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。</p> <p>(3) 帽子、コート若しくはマフラーの類を着用しないこと。</p> <p>(4) 飲食又は談笑をしないこと。</p> <p>(5) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</p> <p>(6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>
----- 切り取り -----	----- 切り取り -----